

52 介護人材の育成・確保に関する施策の充実強化について

【厚生労働省】

【提案・要望】

介護人材の安定的な育成・確保を図るため、以下の施策を講じること

- 1 介護職員処遇改善加算制度のさらなる拡充を図ること
- 2 介護福祉士修学資金等貸付制度については、今後とも安定的に貸付ができるよう、貸付原資の財源に対する必要な予算措置を講じるとともに、さらなる制度の充実を図ること
- 3 外国人の受入をより一層推進するため、外国人を受け入れるが故に生じる増嵩経費について、受入事業者に対する介護報酬の加算制度を創設すること

【本県の現状・課題等】

本県では、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7年度（2025年度）には、高齢者人口が約44万人、高齢化率が35.1%（全国30.0%）に達すると推測される中、介護職員の需給ギャップは、令和7年度（2025年度）に約2,100人と見込まれており、地域包括ケアシステムを実現するためには、介護人材の育成・確保が重要な課題となっている。

そのような中、厚生労働省が実施した令和元年賃金構造基本統計調査によると、本県の介護職員の所定内給与（月額）は、全産業平均と比較し、5万円程度低い状況にあり、令和元年10月に新設された「介護職員等特定処遇改善加算」を加えてもまだ低い状況である。

また、介護サービスの職業の新規求人倍率は、令和元年度で3.21倍と、全産業の1.62倍と比べて、非常に高い状況であり、他業種からの入職促進が必要となっている。

さらに、本県の介護福祉士養成施設への入学者については、留学生の増加はあるものの、日本人の入学者は減少傾向にあり、入学者の確保が課題である。

外国人の受入に関しては、技能実習生や留学生を中心に、徐々に受入は進んでいるが、監理団体に対する経費、外国人の生活費や日本語教育に要する経費が必要なため、特に小規模事業所を中心に負担感が強く、外国人の受入が進んでいない状況にある。

（本県の取組）

介護職員処遇改善加算については、国の補助事業を活用し、社会保険労務士を派遣して、助言を行うなど、介護事業所の加算取得を促進している。

介護福祉士修学資金等貸付事業については、平成30年度から外国人留学生への貸付を開始することなどで、貸付実績は増加している。

また、令和3年度から、地域医療介護総合確保基金を財源として、「福祉系高校修学資金」「介護分野就職支援金」の貸付を開始することとしている。

さらに、外国人の受入については、本県と友好交流関係にある国・地域の大学等との覚書締結に基づき、優秀な人材を優先的に受け入れ、受入事業所が負担する教育費用の一部を支援することとしている。

(介護職員の需給推計関係)

○介護職員の需要推計と供給推計の差

(単位：人)

	令和7年度 (2025年度)
需要推計	31,804
供給推計	29,726
需要と供給の差 (需給ギャップ)	2,078

(介護福祉士修学資金関係)

○新規求人求職状況 (令和元年度)

	新規求人倍率	新規求人	新規求職
全産業	1.62	103,275	63,783
介護サービスの職業	3.21	11,260	3,507

※長崎労働局調べ

○県内介護福祉士養成施設入学者の状況

(単位：人)

	定員 A	入学者数 B		充足率 B/A
		日本人	外国人	
H28	220	96	96	43.6%
H29	216	104	89	48.1%
H30	176	120	81	68.2%
H31 (R元)	176	128	89	72.7%
R2	176	130	72	73.9%

(介護職員処遇改善関係)

所定内給与額 (月額) 比較 (単位：千円)

	全産業	職種別	
		職種	給与額
長崎県	249.6	福祉施設職員	196.5
		ホームヘルパー	188.5
		介護支援専門員	241.3
		看護師	269.7
		准看護師	208.7
		栄養士	209.2
全国	307.7	調理士	193.3
		福祉施設職員	229.7
		ホームヘルパー	226.8
		介護支援専門員	265.1
		看護師	302.4
		准看護師	261.9
		栄養士	233.2
		調理士	228.7

※令和元年賃金構造基本統計調査 (厚生労働省)

(外国人の受け入れ状況)

在留資格別	人数 (人)
特定活動 (留学生)	48
在留資格「介護」	10
技能実習	17
特定技能	—
その他	5
合計	80

※県アンケート調査 (R元年12月末)

○介護福祉士修学資金等貸付事業の実績及び見込 (10/10ベース)

(単位：円)

	貸付原資	介護福祉士 修学資金 貸付①	実務者研修 受講資金 貸付②	再就職 準備金 貸付③	福祉系高校 修学資金 ④	介護職就職 支援金貸付 ⑤	事務費 ⑥	事業費合計 (①~⑥の合計) ⑦	翌年度 貸付可能額
H27	357,604,000	—	—	—	—	—	—	0	357,604,000
H28	—	6,200,000	26,517,000	1,180,000	—	—	12,800,000	46,697,000	310,907,000
H29	—	30,040,000	47,039,000	1,880,000	—	—	12,711,120	91,670,120	219,236,880
H30	184,013,000	42,020,000	73,411,000	2,289,000	—	—	12,800,000	130,520,000	272,729,880
R元	66,667,000	41,392,000	33,974,000	2,600,000	—	—	10,842,000	88,808,000	250,588,880
R2	441,800,000	42,832,000	23,508,000	5,920,000	—	—	5,500,000	77,760,000	614,628,880
R3	—	84,000,000	23,400,000	7,500,000	540,000	1,000,000	15,900,000	132,340,000	482,288,880

※H28~R2：実績額、R3：当初予算額

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

介護職員等の賃金水準の改善により、介護職場への参入が促進され、介護人材の安定的な確保により、質の高い介護サービスが提供可能となる。

(項目2)

貸付原資が確保され、計画的に貸付ができることとなり、介護福祉士養成施設の入学者確保や、介護職員の資格取得による定着促進、離職者の介護現場への復職、他産業からの新規参入につながることから、さらなる介護人材の安定的な育成・確保が可能となる。

(項目3)

外国人材活用で必要となる増嵩経費の一部について負担軽減されることにより、これまで外国人の受入を躊躇していた (小規模) 事業所でも、外国人の受入が促進される。

53 介護保険給付費に関する費用負担の見直しについて

【厚生労働省】

【提案・要望】

保険給付費に対する国庫負担割合の引き上げなど費用負担の抜本的な見直しにより、高齢者等の保険料負担の軽減を図ること

【本県の現状・課題等】

本県は、全国平均に比べ早く高齢化が進んでおり、令和7年（2025年）には65歳以上の高齢者人口が約44万人、高齢化率では35.1%（全国30.0%）に達すると推測されている。

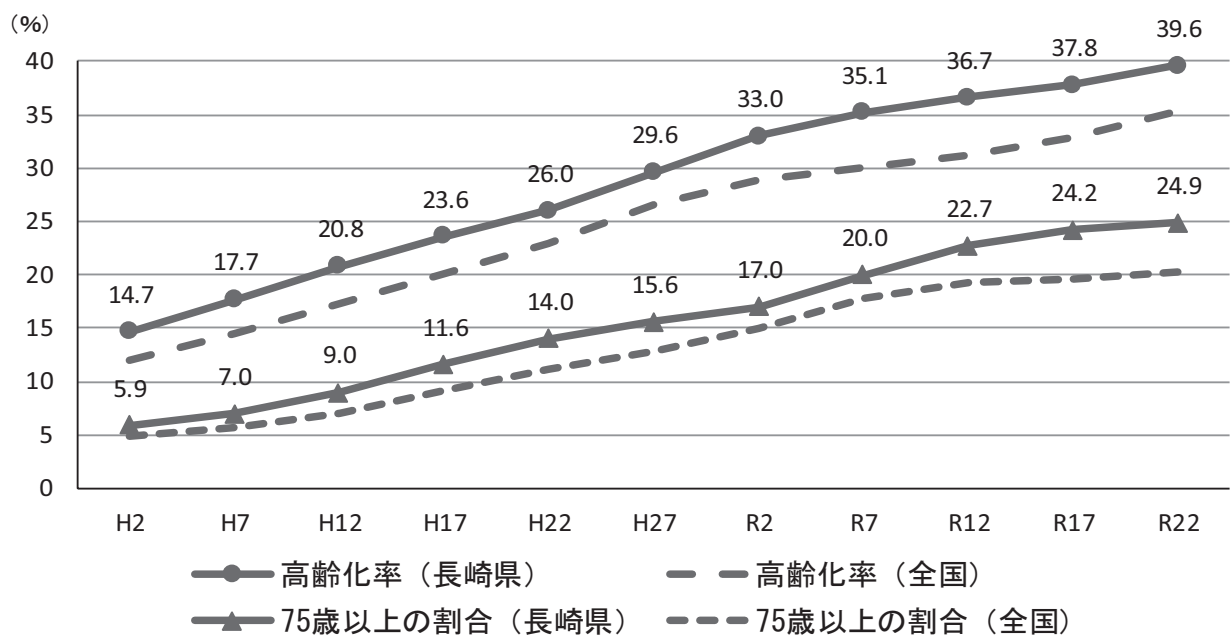
介護保険制度においても、制度開始時の平成12年度と令和2年度の比較では、介護サービス受給者が約2.4倍に増大しており、65歳以上の第1号被保険者が負担する介護保険料基準額についても、県平均で、3,041円から6,258円と約2.1倍に増大している。

今後、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には、本県の高齢者人口がピークに達する見込みとなっており、介護保険財政がますます厳しくなることが予想される。

（本県の取組）

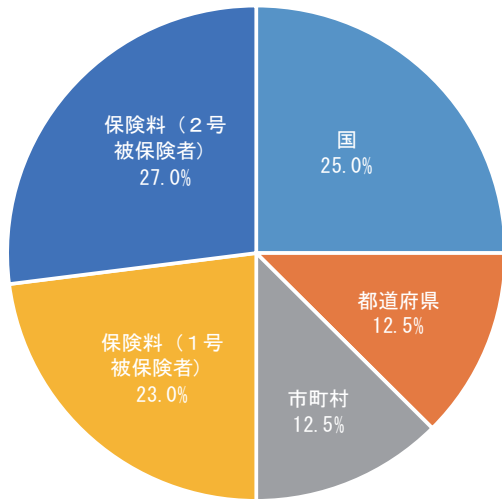
保険給付の費用負担割合は、保険料負担が、第1号被保険者分が23%、第2号被保険者分が27%、また、公費負担として国が25%（施設等給付費20%）都道府県が12.5%（施設等給付費17.5%）、市町村が12.5%で負担することとなっており、本県の令和2年度の負担額は190億円と、平成12年度に比べ約2.7倍に増大している。

○長崎県の高齢化率等の推移と推計

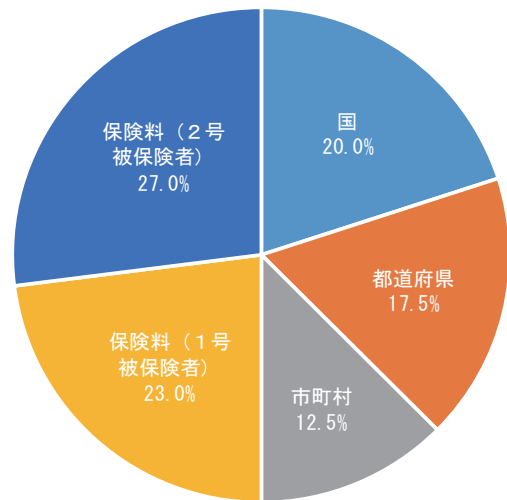


○現在の公費費用負担の状況

居宅給付費の場合



施設等給付費の場合



○本県の認定者数(65歳以上)の推移 (単位:人)

年度	H12	R2	指数 (H12=100)
認定者数	44,750	86,941	194.3

○本県の認定率の推移(第1号被保険者分)

年度	H12	R2	指数 (H12=100)
認定率	13.9%	19.9%	143.2

○本県の介護サービス受給者の推移(第1号被保険者分) (単位:人)

年度	H12	R2	指数 (H12=100)
受給者数	31,033	74,755	240.9

○本県の介護保険費用額の推移 (単位:億円)

年度	H12	R2	指数 (H12=100)
介護総費用	629	1,462	232.4
保険給付額	569	1,329	233.6
県費負担額	71	190	267.6
市町負担額	71	167	235.2

○本県の基準保険料の推移(各保険者の加重平均)

年度	[1期] H12~14	[2期] H15~17	[3期] H18~20	[4期] H21~23	[5期] H24~26	[6期] H27~29	[7期] H30~R2	[8期] R3~R5	指数 (1期=100) 第7期数値参照
保険料	3,041	3,573	4,765	4,721	5,421	5,770	6,258	6,254	205.8
全国平均	2,911(-)	3,293(-)	4,090(5位)	4,106(4位)	4,972(7位)	5,514(17位)	5,869(12位)	-(-)	201.6

※第1期、第2期における本県の基準保険料の全国順位は不明。第8期全国平均及び全国順位は現時点において不明。

【提案・要望実現の効果】

全国平均に比べて高齢化のスピードが早い本県においては、介護サービス受給者の増大に伴い、介護保険にかかる費用が大きくなっているが、費用負担の抜本的な見直しにより、第1号被保険者である高齢者個人が負担する保険料や、県や市町の財政負担を軽減することで、介護保険財政の安定的な継続が期待できる。

54 重度障害者医療費助成制度の創設について

【厚生労働省】

【提案・要望】

生活の安心を下支えする制度として、全国の地方自治体で同様の事業が実施されている重度障害者医療費助成制度について、国において制度を創設すること

【本県の現状・課題等】

重度障害者の経済的・精神的負担の軽減を図るため、本県のみならず全国の地方自治体で独自に実施されている制度であるが、財政力などに差があることから、助成内容や自己負担などサービス水準に格差が生じている状況である。

本来、平等に同じ条件で受けられるべき医療において、地域間格差が生じていることは望ましくなく、特に重度障害者においては、国における統一的な制度として実施されるべきである。

(本県の取組)

本県では重度・中度（一部）の障害者を対象とし、市町が行う重度障害者医療費助成制度に対して県が1/2の補助を行っている。当事者団体等からは、対象者の拡大や現物給付導入などさらなる要望がある中、限られた財源の中で安定して持続可能な制度運営を行うため、県と全市町による協議会を設置し、検討を行っている。

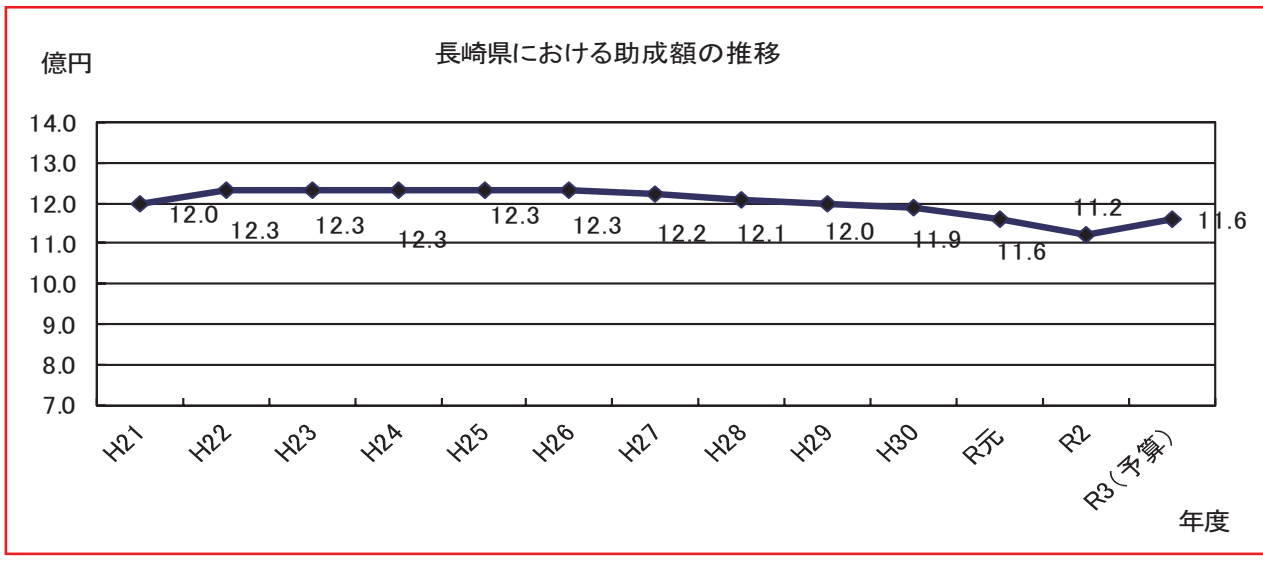
【全国の実施状況】

- ・対象者
 - 身体障害者 重度：47都道府県
 中度：21都道府県
 - 知的障害者 重度：47都道府県
 中度： 9県
 - 精神障害者 重度：30都道府県
 中度： 8県
 - ・自己負担
 - 有： 28都道府県
 - 無： 19府県
 - ・支払方法
 - 現物給付：22都道府県
 - 償還払い： 9県
 - 併用： 16県
- 事業主体の市町村に対し、事業費の概ね1/2を道府県が補助
(東京都は都が直接実施)
- ※R2.4.1現在

【長崎県の制度】

- ・対象者
 - 身体障害者 身体障害者手帳
 1～3級所持者
 - 知的障害者 療育手帳
 A1、A2、B1所持者
 - 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳
 1級所持者
- ・自己負担
 - 同一医療機関ごとに
 1日 800円
 (月上限1,600円)
- ・支払方法
 - 償還払い

※R2.3.31現在
受給者 40,153人



【提案・要望実現の効果】

重度障害者がどこに住んでいても同じ条件で安心して必要な医療が受けられることで、社会参加や就労、生活の質の向上が図られ、国が掲げる「障害のある人も地域で安心して暮らせる社会の実現」に繋がる。

55 更なる少子化対策の充実について

【内閣府、文部科学省、厚生労働省】

【提案・要望】

- 1 地域少子化対策重点推進交付金については、地方が一体となり、地域の実情に応じて、結婚支援などの少子化対策を継続・強化して実施できるよう、「自治体間連携を伴う取組に対する支援」を重点課題事業として継続すること
- 2 子ども・子育て支援制度の円滑な実施を図るため、以下の事項に配慮すること
 - (1) 保育所・幼稚園・認定こども園において、子どもの安全確保、職員の勤務環境改善・雇用継続の観点から基準以上に職員を配置せざるを得ない現場の実態や離島などの人口減少地域の実情を踏まえ、職員配置基準の見直しや公定価格等の見直しを図ること
 - (2) 保育士修学資金貸付等事業について、更なる貸付枠の拡大及び事業期間の延長を図られるよう、十分な予算を確保すること
 - (3) 放課後児童健全育成事業補助金における補助率の見直しと、放課後児童クラブ利用の母子世帯等に対する助成を行うこと
- 3 社会生活を円滑に営む上で困難を有するニートやひきこもりなどの子ども・若者の育成支援に対して必要な財政措置を講じること
- 4 国において、全国どこに住んでいても同じ条件で医療が受けられる、新たな子どもの医療費助成制度を創設すること。また、子どもの医療費助成に係る国庫負担金等の減額調整措置については対象年齢にかかわらず廃止すること

【本県の現状・課題等】

<地域少子化対策重点推進交付金について>

合計特殊出生率が目標に達しない中、少子化の克服に向けては、地域の実情に応じた長期的な対策が必要となるが、その効果を一層高めるためには、県・市町間で危機意識の共有を図り、課題や対策を明確化しながら、連携して取組を推進する必要がある。

本県においては、令和元年度から「自治体間連携を伴う取組に対する支援」の枠組みを活用し、県・市町が一体となって対策を進めているところであるが、厳しい財政状況の下、各市町の不安感を除去し、結婚支援など少子化対策の更なる促進を図るためには、一定期間、安定的にこの枠組みを活用できる環境が必要である。

<保育所等の職員配置等について>

保育士等の人件費については、国家公務員給与に準じて算定されているが、保育士等の配置基準が実際の配置数よりも少ない人数に設定されているため、保育士等一人当たりの支給額が低く抑えられており、保育士等の給与の改善が進まない一因となっている。

また、保育所においては、年度途中に入所する児童が多いため、児童が少なく給付費が低くなる年度初めに、保育士を継続雇用することが難しくなる実態がある。人口減少地域の小規模な施設では、これらの状況が特に顕著である。

<保育士修学資金貸付等事業について>

当該事業については、平成28年度から令和2年度までの5年間に必要な事業費のうち国費9/10の交付を27年度に受け、その後、数回の追加交付を受けて実施しており、現在、令和4年度まで事業継続できる見込みであるが、質の高い保育士確保対策の充実を図るため、更なる貸付枠の拡大と事業期間の延長が必要である。

<放課後児童クラブについて>

共働き世帯等のニーズにより放課後児童クラブ数が増えたことに伴い、地方の財政負担が年々増大する傾向にあり、財源確保が緊急の課題となっている。

また、本県においては、昭和57年から世帯収入の低い母子世帯等に対し、県単独で利用料の助成を行っており、保育所と同様、このような世帯に対する負担軽減のための補助が必要である。

<子ども・若者の育成支援について>

地方公共団体が設置する子ども・若者総合相談センターについては、平成26年度から国の支援が途切れており、困難を有する子ども・若者の支援に地域差が生じている。

本県では平成23年に子ども・若者総合相談センターを設置し、財源については、住民生活に光をそそぐ交付金（H23～24）及び特別交付税措置（H25）を活用してきたが、平成26年度に特別交付税措置が無くなり、厳しい運営となっている。

近年、同センターの相談件数は増加傾向にあり、相談機能の充実・強化が求められている。

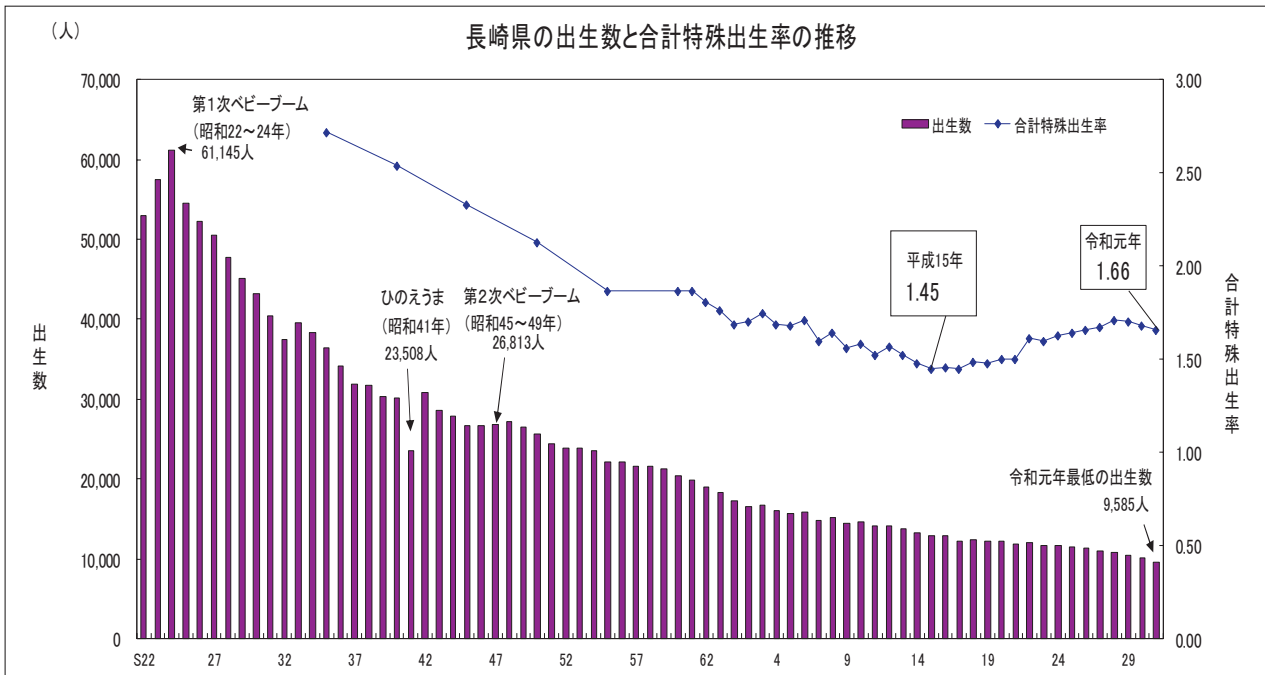
<子どもの医療費助成について>

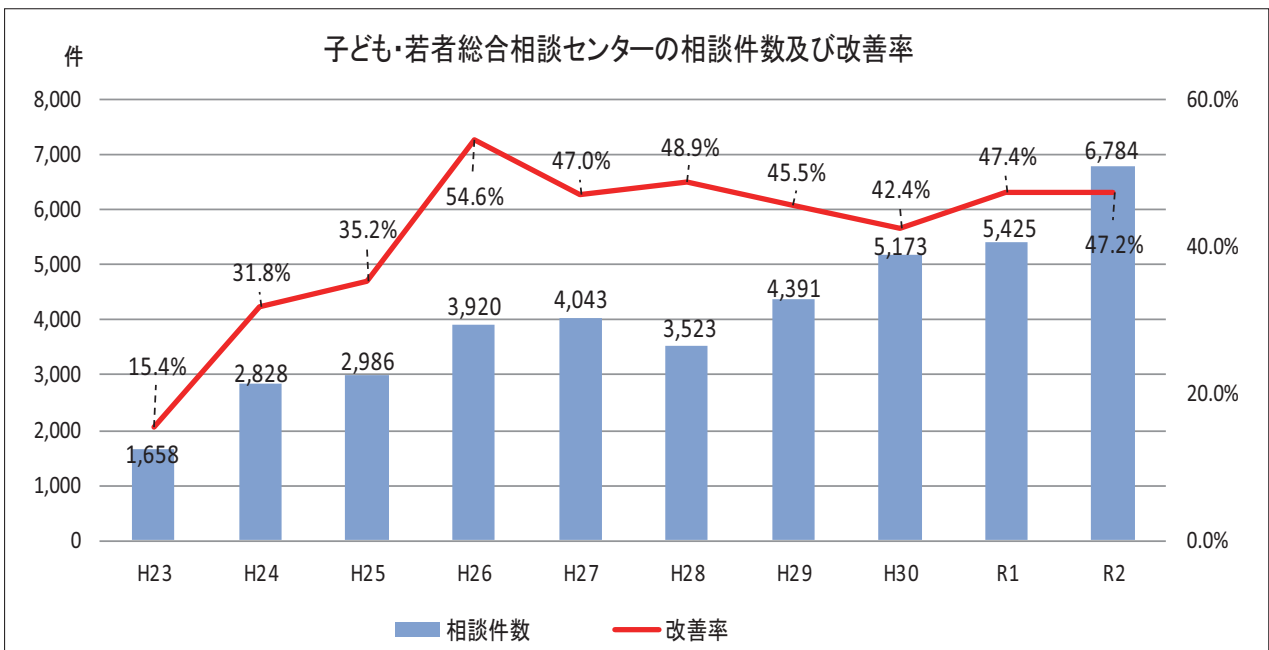
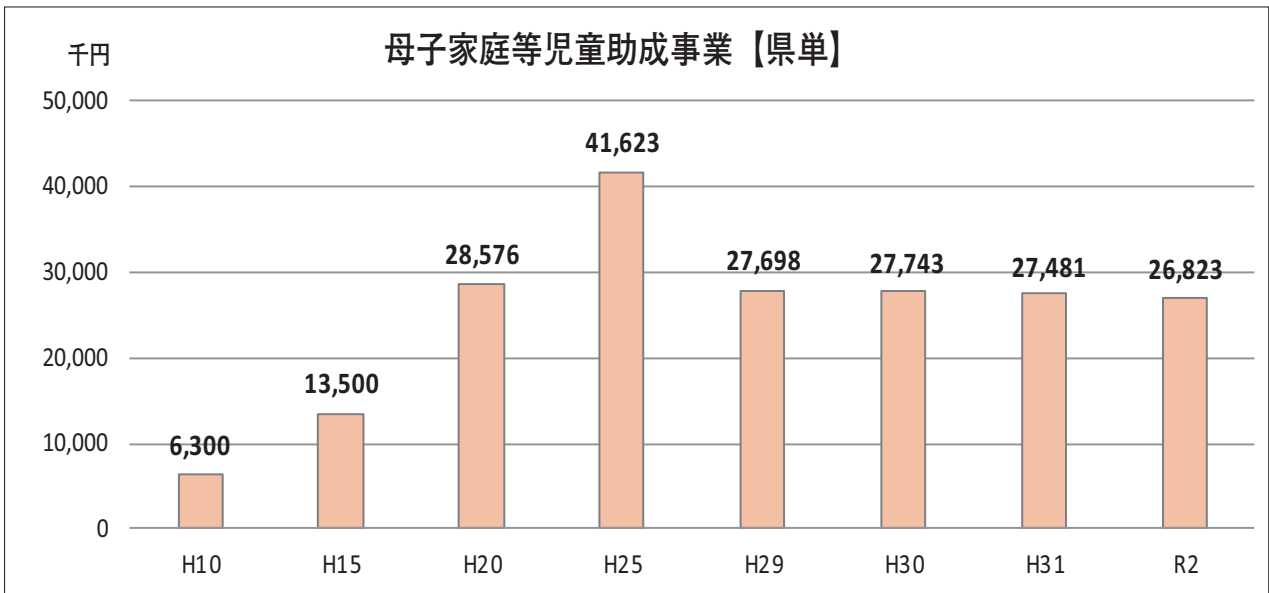
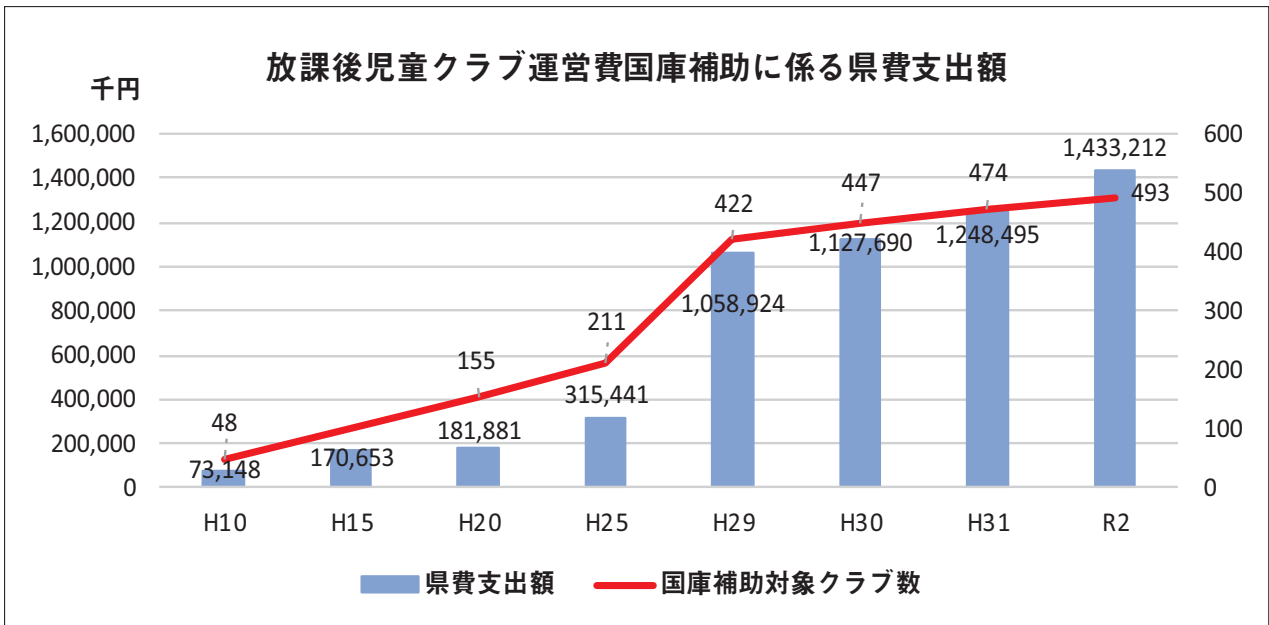
県では市町が行う子どもの医療費助成制度に対して、小学校就学前までの乳幼児の医療費（窓口負担）について補助を行っている。

子どもの医療費への助成については、全国の市町村で行われているが、自治体間での拡大競争が進み、財政力等によりその内容に格差が生じており、県内の市町においても同様の状況がある。

<現物給付導入による国庫支出金の減額措置の廃止について>

子どもの医療費助成事業を現物給付により実施した場合の国民健康保険に対する国庫支出金の減額措置について、国は平成30年度より未就学児までの医療費助成については減額措置を行わないこととした。しかしながら、未就学児以外の減額措置については、引き続き行われることから、この措置は、国が推進する少子化対策等福祉施策への地方の努力と相反するものであり、現物給付を行う市町にとって大きな財政負担となっている。





○市区町村における子どもの医療費等助成の実施状況

(単位：市区町村)

	通 院							
	年 齢				所得制限		一部負担金	
	就学前	小学生まで	中学生まで	高校生以上	あり	なし	あり	なし
長崎県 (R2.4.1)	—	—	16	5	0	21	20	1
全国 (H31.4.1)	66	90	923	662	249	1,492	626	1,115

	入 院							
	年 齢				所得制限		一部負担金	
	就学前	小学生まで	中学生まで	高校生以上	あり	なし	あり	なし
長崎県 (R2.4.1)	—	—	16	5	0	21	20	1
全国 (H31.4.1)	6	49	968	718	244	1,497	540	1,201

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

県・市町間で危機意識の共有を図り、課題や対策を明確化し、連携して少子化対策を推進することにより、県民を巻き込んだ取組が進むなど、高い相乗効果が得られ、県民の希望出生率2.08の達成に近づくことができる。

(項目2(1)、(2)、(3))

保育士等の配置基準を保育現場の実態に即したものと見直し、年間を通じて安定的に雇用できるような給付費制度に見直すことにより、保育士等の処遇改善や負担感の軽減が図られる。

併せて、保育士修学資金貸付等事業の貸付枠の拡大と事業期間の延長により、保育士等の安定的な確保につながる。

さらに、放課後児童クラブの質、量の充実により、保護者が安心して就労ができるとともに、国が推進している女性が働き続けられる社会づくりにつながる。

(項目3)

一人ひとりの子ども・若者が健やかに成長し、次代の社会を担うことができるようになる。

(項目4)

子どもの医療費助成制度が創設されることで、全国どこに住んでいても同じ条件で、安心して必要な医療が受けられることになる。

56 再生可能エネルギーの導入促進について

【経済産業省、環境省】

【提案・要望】

- 1 再生可能エネルギーの導入を促進し地域経済の活性化を図るため、次の施策を講じること
 - (1) 再生可能エネルギーの出力制御の要因となる太陽光発電や風力発電等の不安定な発電出力をマネジメントしシステムを安定化させるシステムや、余剰エネルギーを有効活用する仕組みの地域ごとの導入に対する支援制度の充実強化を図ること
 - (2) 再生可能エネルギーの導入促進にあたり、防災、環境・景観保全への配慮をするとともに、発電事業終了後の設備廃棄等について必要な措置を講じること
- 2 本土地区に比べ発電コストが高い独立電源の離島において、引き続き安心して電気を使えるよう、他の地域と遜色ない料金での安定供給を保障する措置を確実に講じること

【本県の現状・課題等】

- 1 本県は、再生可能エネルギーのポテンシャルを有するが、送電網の空き容量不足により新たな系統接続が制限されるなど導入が進みにくい状況となっている。
 - (1) 本土と系統接続している離島などにおいて、送電網の容量の関係で再生可能エネルギー導入に制約が生じている地域がある。また、独立電源の離島においては、島内の需要をもとに再生可能エネルギーの接続可能量が決まるため、導入が抑制されるとともに、出力制御が実施されている。

また、九州本土においても、電力の需給バランスを保つため、平成30年10月に本土地域で初となる再生可能エネルギーの出力制御が実施された。以降、春季、秋季等の電力需要が少なくなる時期には出力制御の実施が常態化しており、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入意欲の減退が懸念されることから、大型蓄電設備や水素の製造・貯蔵等のインフラ整備が必要である。
 - (2) 再生可能エネルギーの促進と、防災、環境・景観保全との両立のためには、発電設備の設置及び事業終了後の原状回復が適切に行われる必要がある。
- 2 電力のユニバーサルサービスは離島供給約款で担保されているが、本土地区の競争により電気料金低廉化が進んだ場合、離島と本土の格差が生じることが懸念される。

(本県の取組)

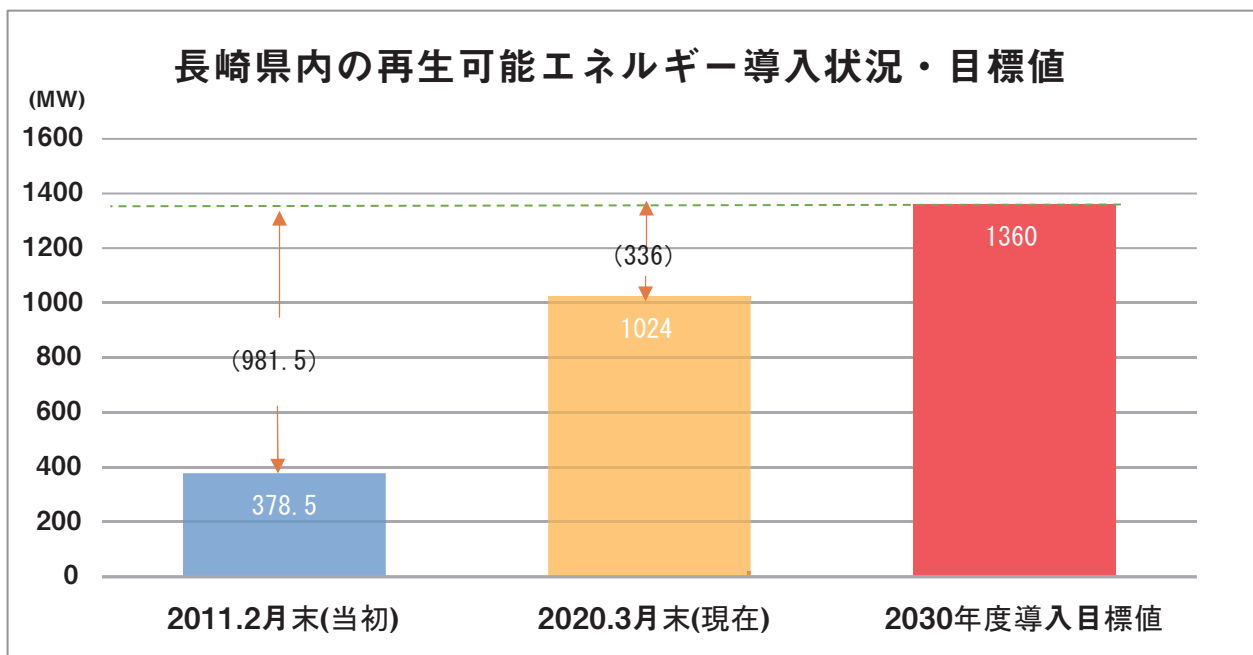
再生可能エネルギー導入促進のため、環境・エネルギー産業に参入する県内企業への支援や、県内でのプロジェクト創出に取り組んでいる。

県内の発電事業者等と連携した余剰電力の利活用や、地域ごとにエネルギーの地産地消、分散型エネルギーシステム構築について検討している。

【長崎県内の再生可能エネルギー導入状況】

【令和2年3月末時点】 単位：MW

合計	太陽光			風力 (陸上)	水力 (中小)	地熱	バイオマス	海洋エネルギー			
	非住宅	メガソーラー	住宅					洋上風力	潮流		
1,024	890	397	309	184	118	1	0.1	13	2	2	0



【提案・要望実現の効果】

- 再生可能エネルギーの導入促進により、地域においてエネルギーの生産やその活用が行われることで、エネルギーコストの低減など、地域経済に好影響をもたらすことが期待される。
- 独立電源の離島における電力のユニバーサルサービスが確保される。

57 雇用・人材対策について

【厚生労働省】

【提案・要望】

【雇用対策について】

- 1 若年求職者等（就職氷河期世代を含む）に対する就職促進施策の推進を図ること
特に、地域若者サポートステーション事業の充実を図るため、地理的要因から本土部の窓口が利用できない離島地域において、常設サテライト等の相談窓口の設置を推進すること
- 2 女性の継続就業推進のため労働局に指導員を増員し仕事と家庭の両立支援を拡充するとともに、子育て等を理由に離職した女性の再就職支援を充実するためハローワークのマザーズコーナーを未設置地域にも増設すること
- 3 高齢者が安定して再就職支援を受けられることができるよう、生涯現役支援窓口を未設置地域にも増設するとともに、高齢者の就業機会の確保のため、シルバー人材センター事業について、補助金の確保・拡充を図ること
- 4 障害者等の雇用促進のため、障害者就業・生活支援センターに障害者雇用開拓・定着支援員等を配置するとともに、雇用率未達成企業に対する指導の強化と障害者等を雇用する事業主への支援の拡充を図ること
また、離島地域における障害者就業・生活支援センター（小規模センター）の設置要件を緩和すること
- 5 働き方改革関連法の施行に伴う中小企業の対応について関連する助成金の拡充等、適切な支援を行うこと

【人材育成対策について】

- 6 国が設置し、地元移管された情報処理技能者養成施設「いさはやコンピュータ・カレッジ」の施設機能を維持し、IT人材養成の場の確保と訓練の充実を図るため、引き続きコンピュタリースについて、全額国による支援を行うこと

【本県の現状・課題等】

（雇用対策）

若い世代を中心とした人口流出が本県の人口減少の大きな要因となっており、若者の県内定着を推進する必要がある。

少子高齢化や社会減の影響等により人材不足が進行し、女性、若者、高齢者等多様な働き手の活躍が必要となっているが、高齢者の就業率は全国を下回っている。

また、障害者雇用率は全国平均より高いが、法定雇用率未達成企業が約4割存在する。

（人材育成対策）

IT人材の人手不足が深刻化する中、情報処理技術者養成施設は県内に2箇所のみであり、地元諫早市からも継続的な支援の要望が出されている。

また、学生寮を完備し、離島・半島など訓練施設のない地域の若者に受講機会を提供する重要な役割を担っている。

（本県の取組）

若年離職者、就職氷河期世代、女性、高齢者等さまざまな求職者の就業支援を実施するとともに、企業の求人開拓や採用力向上のための伴走型支援を実施。

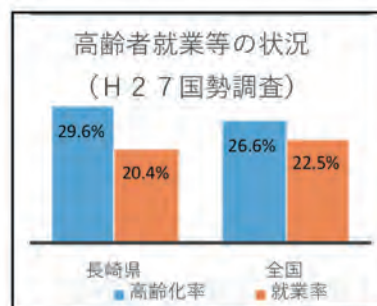
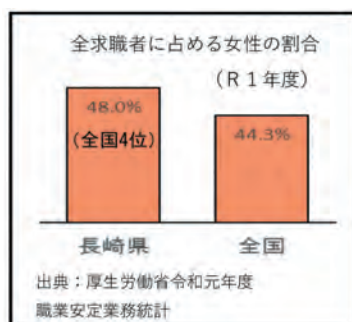
人材の「確保・育成・定着」に総合的に取組むとともに、地域若者サポートステーションの業務を補完するための各種事業や、就職氷河期世代支援業務を実施。

従業員が働きやすい職場づくりを実践する企業の認証、職場環境を改善する職員の養成研修等の「誰もが働きやすい輝く企業推進事業」を実施。

地域若者サポートステーションの支援対象となる可能性のある人数

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	15～44歳計
県計	3,456人	6,272人	5,426人	5,526人	5,861人	6,661人	33,202人
五島市・新上五島町	89人	122人	143人	165人	190人	233人	942人
壱岐市	31人	62人	59人	61人	59人	69人	341人
対馬市	47人	53人	55人	70人	81人	93人	399人

「完全失業者」＋非労働力人口のうち「家事・通学以外」（平成27年国勢調査）



【提案・要望実現の効果】

（雇用対策）

若者の県内就職、定着が図られ、本県の人口減少に歯止めがかかることが期待される。

若者、女性、高齢者、障害者、就職氷河期世代等の多様な働き手の活躍により、地域や産業の活性化が期待できる。

（人材育成対策）

いさはやコンピュータ・カレッジでの情報処理技術者の継続的な育成により、本県におけるIT人材の確保と若者の県内就職促進が図られる。

58 漁業者の所得向上と新規就業者の確保・育成 について

【農林水産省】

【提案・要望】

漁業者の所得向上と経営の安定化並びに漁業就業者の確保・育成を進め、水産資源の変動や社会情勢の変化などの環境変化に対応できる水産業を実現するため、以下に取り組むこと

- 1 就業・定着促進のための漁業現場での長期研修支援に必要な事業予算を十分に確保すること、並びに独立して新規に漁業経営を開始する者に対して、最長5年間の経営確立を支援する資金（150万円／年）を創設すること
- 2 浜プランの目標達成に必要な施設整備については、令和3年度の不採択事業分を含め、事業要望を把握した上で、十分な予算を確保すること
- 3 経営の安定化に必要な漁業収入安定対策については、コロナ禍の影響や新たな資源管理による漁業収入の変動に対応できるよう引き続き十分な予算を確保し、また、コロナ禍により収入が減少する年については基準収入算定年から除外するなど、影響を最小限に抑える措置を講じること
- 4 養殖用生餌供給安定対策支援については、当初予算として十分な予算を措置すること
また、クロマグロ1年魚を養殖共済対象とするための調査等を行うこと
- 5 令和3年度で事業終期を迎える特定有人国境離島漁村支援交付金制度の5年間延長並びに十分な予算の確保を行うこと
- 6 収益性の向上と適切な資源管理の両立に向けて漁業者自らが計画策定した取組を円滑に推進するため、水産業成長産業化沿岸地域創出事業については、当初予算の十分な予算を措置すること

【本県の現状・課題等】

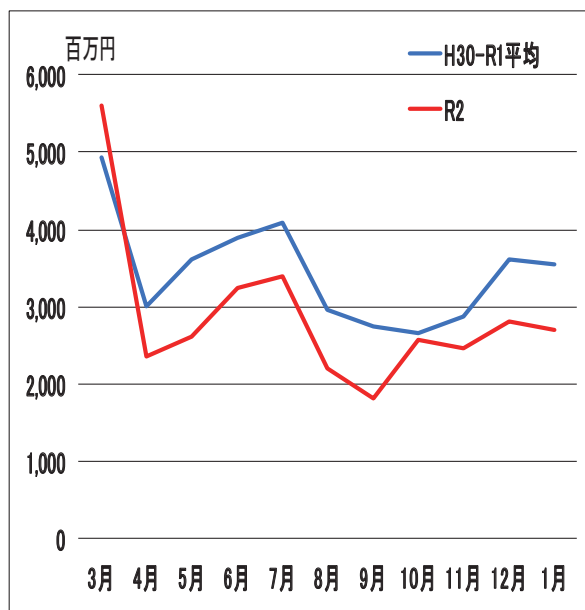
- 1 漁業就業者は、平成30年段階で11,762人で、平成20年からの10年で33%減少し、65歳以上の階層が40%を占めるなど、漁業就業者の減少と高齢化が進んでいる。本県では、新規就業者を確保するため、就業前後の技術習得研修への支援に取り組んでいるが、就業直後は経験不足から収入が安定せず、就業3年後に約2割、5年後には約3割弱が離職している。
- 2 漁業者の所得向上を図るには、漁業生産を支える鮮度保持施設等の共同利用施設を整備するための浜の活力再生・成長促進交付金（水産業強化支援事業）の十分な予算の確保が必要である。
- 3 コロナ禍の影響や資源管理強化、近年の不漁が、漁業者の収入に大きく影響しており、国の漁業収入安定対策による支援の重要性が増大している。
- 4 本県では平成31年度から養殖用生餌供給安定対策支援を活用しているが、生餌価格の上昇により要望が増大しており、予算の拡充と当初予算化が必要である。
また、クロマグロ養殖については、1年魚が養殖共済の対象外であり、赤潮等による1年魚の大量斃死が養殖経営の持続性を損なうおそれがある。
- 5 県の水産業振興基本計画において、漁村地域全体で稼ぐ仕組みづくりを推進しており、新たな漁業又は海業の起業及び事業規模の拡大により、地域ビジネスの展開や雇用の創出に取り組んでいる（令和2年度は70件実施し、112名の雇用を創出）。
- 6 水産業成長産業化沿岸地域創出事業の令和2年度までの活用実績は、定置網や漁船・機関など（18計画策定）、整備に一定期間を要する取組が主体であるため、当初予算による安定的な予算の確保が必要である。

1 新規就業者の5年後までの定着状況

※長崎県調査

各年度新規就業者数	定着率の推移 (%)				
	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
H23 152人	91	89	86	82	76
H24 152人	87	82	79	76	73
H25 170人	89	87	83	78	76
H26 136人	89	83	80	79	75
H27 163人	86	80	80	79	
H28 175人	90	87	83		
平均 158人	89%	85%	82%	79%	75%

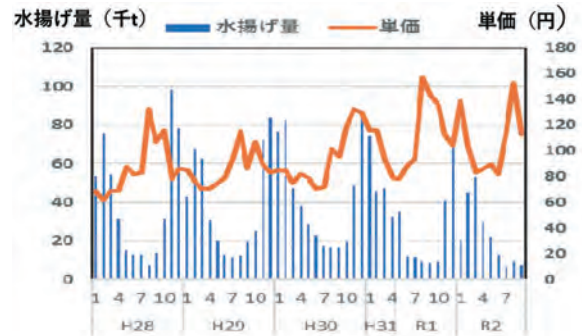
3 県内漁協の月別総水揚げ量の推移



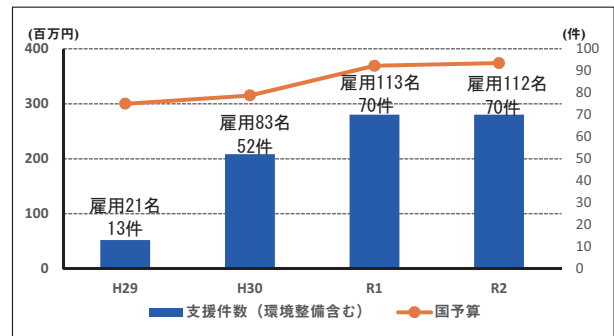
2 令和4年度 共同利用施設整備の要望状況

施設名	要望数	計画地区
漁港機能改善施設	1件	長崎市他
種苗生産施設	1件	長崎市
鮮度保持施設	9件	佐世保市3地区、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町
荷さばき施設	2件	佐世保市、五島市
漁船保全修理施設	1件	対馬市
燃油補給施設	2件	対馬市
水産加工用水供給施設	1件	長崎市

4 生餌原料(サバ類)の平均単価推移



5 特定有人国境離島漁村支援交付金の活用状況



【提案・要望実現の効果】

(項目 1)

新規漁業就業者について、経営的に不安定な独立直後の生活の安定が図られ、漁業への定着が推進されるとともに、新規就業を目指す若者が増加することが期待される。

(項目 2)

漁業生産活動に必要な共同利用施設の整備により、漁業者の所得向上が図られる。

(項目 3)

水揚げの変動に対応した収入安定対策により、経営の安定化が図られる。

(項目 4)

魚類養殖における、餌の安定供給と赤潮発生時等の補償が図られることにより、経営の安定化が期待できる。

(項目 5)

特定有人国境離島地域の漁業集落における雇用創出が図られる。

(項目 6)

収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革が図られる。

59 持続可能な漁業の確立について

【農林水産省、国土交通省】

【提案・要望】

漁業が将来にわたり持続的に操業できるよう次の措置を講ずること

- 1 中国及び韓国との間で排他的経済水域の境界線の画定を行なうとともにその実現までの間、日中・日韓暫定措置水域等における資源管理措置の早急な確立を図ること
また、我が国排他的経済水域における中国及び韓国漁船の操業条件を見直すとともに、引き続き取締の強化を図ること
- 2 FRP船リサイクルシステムについて、対象船の輸送費が嵩む離島地区等の実情を踏まえ、中間処理（細断）したFRP廃船も受け入れられるよう見直しを行うこと
- 3 災害、海難事故発生等の緊急時の通信手段として有効な漁業無線海岸局の維持と円滑な運営のため、再編等による組織体制の強化を促進する新たな支援制度を創設すること

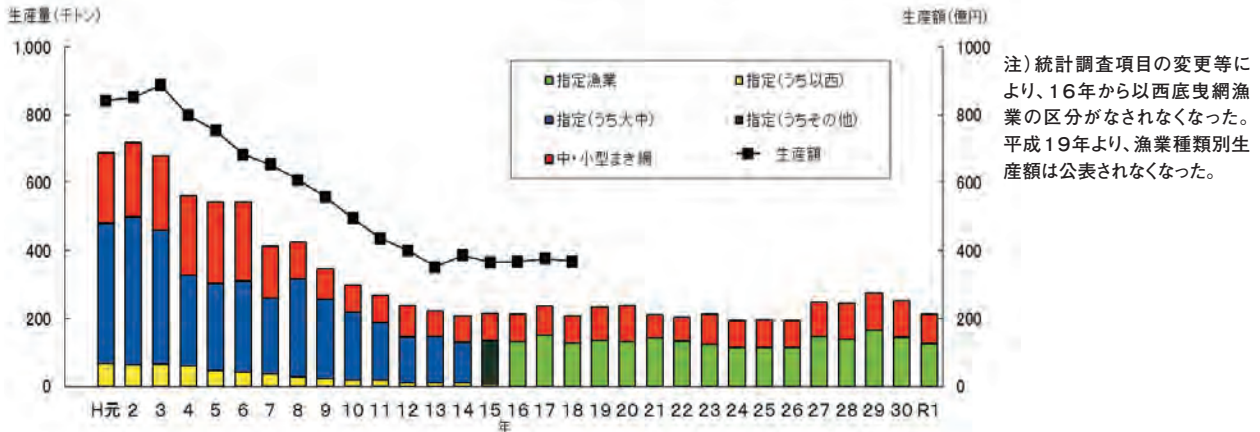
【本県の現状・課題等】

- 1 我が国の大中型まき網漁業等の操業区域である東シナ海等には、日中・日韓 暫定措置水域等が設けられているが、資源管理措置が確立されておらず、また、我が国排他的経済水域への中国等外国漁船の入漁や違反操業により、本県漁業者は自らの操業が制約され、厳しい漁業経営を強いられており、強い不満を有している。
- 2 FRP廃船の多くは産業廃棄物として埋立処理されているが、処理場の容量に限界があり、リサイクル処理の推進が必要である。現行のFRP船リサイクルシステムでは、船の原型をとどめたまま指定引取場所まで輸送しなければならず、そのコストが課題となり、十分活用できていない。
- 3 漁業無線海岸局については、漁船との間で一斉通報が可能であり、予期しない災害や海難事故など緊急時の通信手段として最も有効であるが、加入漁船隻数の減少により厳しい経営状況となっている。

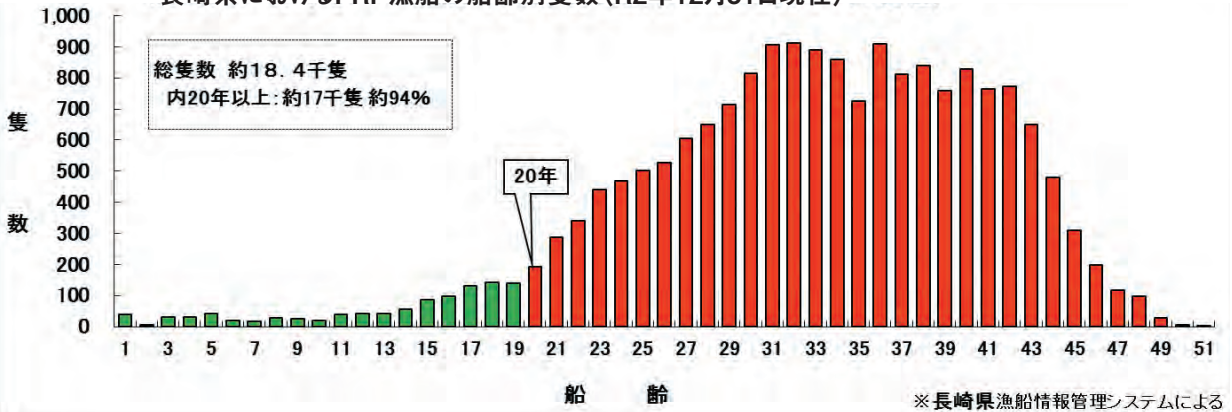
(本県の取組)

- ・中国及び韓国漁船の操業条件に係る本県漁業者の要望を国へ提出
- ・漁業取締船により外国漁船の状況把握に努め、国の取締機関に通報
- ・FRP船リサイクルの推進のため、地域単位で複数隻を一括して処理し、減容・搬送し、経費を圧縮する方法を用いた体制づくりに取り組んでいる。

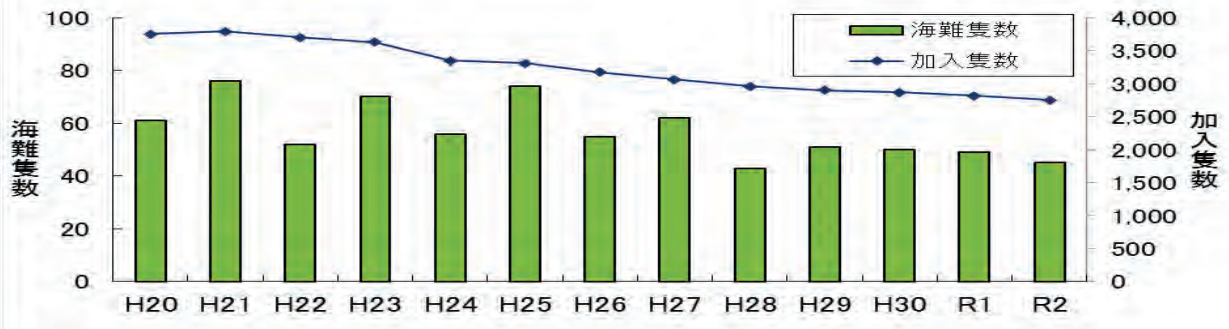
長崎県における指定漁業及び中・小型まき網漁業の生産量・額の推移



長崎県におけるFRP漁船の船齢別隻数(R2年12月31日現在)



長崎県における漁船海難隻数と海岸局加入隻数



【提案・要望実現の効果】

(項目1)

東シナ海等における境界線の画定や資源管理措置の確立、我が国排他的経済水域における外国漁船の操業条件の見直しや取締りの強化により、漁業資源の回復が期待され、本県漁業者の操業の安定が図られる。

(項目2)

FRP船リサイクルによる廃船処理が進み、漁業における循環型社会が推進される。

(項目3)

漁業無線海岸局による緊急時連絡体制の維持により、操業時の安全が確保される。

60 新たな資源管理の円滑な推進について

【農林水産省】

【提案・要望】

令和2年12月1日施行の改正漁業法では、TACによる資源管理を行うことを基本とし、既に対象種であるクロマグロ等に加え、令和5年度までに漁獲量ベースで8割まで魚種が拡大される。については新たな資源管理の導入にあたっては、漁業経営への影響を踏まえた制度となるよう次の措置を講ずること

- 1 新たなTAC魚種の設定や漁獲可能量の設定にあたっては、関係漁業者からの意見聴取及び検討経過の情報提供の充実を図ること
また、本県は広域な海域を有しており、多くの魚種を対象とする多様な漁業が行われていることから、新たな資源管理措置を導入する際には、操業の実態に即し現場に混乱が生じることが無いよう配慮すること
さらに、資源管理措置により資源回復まで一時的に見込まれる減収等に対し、漁業者が安心して経営を継続し、将来への希望を持って資源管理に取り組めるよう支援策の充実を図ること
- 2 TAC制度では、迅速かつ正確な漁獲数量把握と報告が求められることとなるが、その役割を担う漁協や県の業務負担は極めて大きくなることから、必要となる経費等への支援について十分な予算の確保を行うこと
- 3 クロマグロの資源管理について、我が国への増枠実現のための交渉を加速化すること
また、混獲したクロマグロの放流作業に必要な人件費や機器導入、混獲を防ぐための休漁への支援について、十分な予算の確保を行うこと
- 4 マグロ類を対象とした沿岸でのえ縄漁業は、全て広域漁業調整委員会の「沿岸くろまぐろ漁業承認」取得を義務付けること
また、広域的な海域で操業する「沿岸まぐろはえ縄漁業」によるクロマグロ漁獲量は、現行の知事管理漁業ではなく大臣管理漁業として、国の漁獲管理の対象とすること

【本県の現状・課題等】

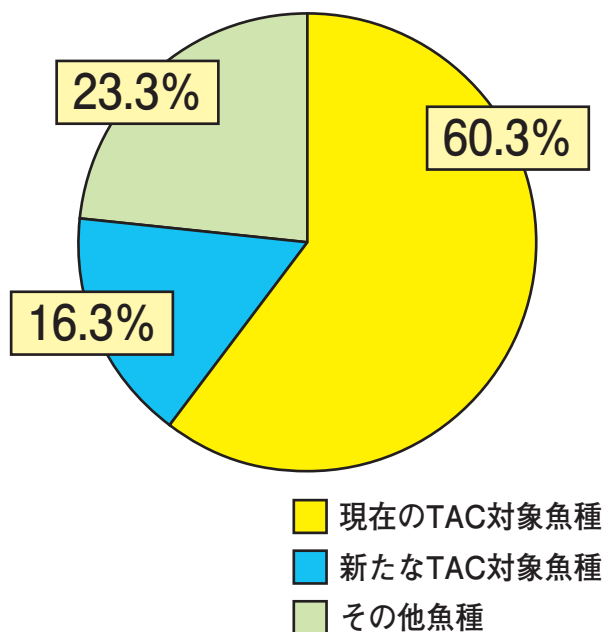
- 1 令和2年12月1日施行の改正漁業法にもとづく新たな資源管理では、管理魚種が拡大されること等で、本県漁業者からはクロマグロ同様の新たな漁獲規制で今後の漁業経営に対する不安の声が寄せられている。
- 2 漁協関係者からは業務拡大による人件費等の経費増への懸念が寄せられている。
- 3 クロマグロ資源については、管理措置の定着化により回復の兆しが見られ、国は平成30年に引き続き令和2年10月のWCPFC北小委員会において漁獲上限の見直しを提案したが合意に至らなかった。また、漁業者がクロマグロの資源管理のために取り組む休漁や放流作業等に対する支援については、全国的に漁業者の要望が多く、十分な予算が確保されていない。
- 4 クロマグロを漁獲する際には、広域漁業調整委員会の「沿岸くろまぐろ漁業承認」が必要であるが、大臣への届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」は、漁業の特性上、クロマグロの混獲が不可避であるにもかかわらず、当該承認を得ることが義務化されていない。また、広域的な海域で操業し、明らかに他県海域で漁獲されたクロマグロについても、船籍が属する県の漁獲枠で管理することとなっている。

長崎県の主要魚種に占めるTAC対象魚種の漁獲割合

(t)

マイワシ	22,203
マアジ	49,267
サバ類	100,171
カタクチイワシ	30,013
ブリ	14,113
スルメイカ	2,508
マダイ	2,156
ヒラメ	373
クロマグロ	1,189
サワラ類	754
その他魚種	67,844
長崎県総計	290,591

平成30年農林水産統計



壱岐・対馬のクロマグロ水揚げ状況

区分	水揚金額 (千円)
資源管理開始前 (H21～H25平均)	1,669,720
資源管理開始後 (H26～R1平均)	892,821

※約47%の減額



定置網に入網したクロマグロの放流状況

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

新たな資源管理について、関係漁業者の理解を深めることで、円滑な推進が期待される。

(項目2)

漁協等の関係機関の負担の軽減が図られ、新たな資源管理の取組が推進される。

(項目3)

クロマグロ漁獲枠拡大による漁業収入の安定と、十分な予算の確保により、漁業者の負担軽減が図られ、漁家経営への影響を抑えることが出来る。

(項目4)

「沿岸まぐろはえ縄漁業」における厳格な漁獲管理が行われることで、クロマグロの資源管理がより一層推進される。

61 農業の収益性向上に向けたスマート農業の推進について

【農林水産省】

【提案・要望】

ロボットやAI、ICTなどの革新的な技術を活用したスマート農業について、地域、年齢、経営規模にかかわらず、より多くの農業者が取り組めるよう、以下の措置を講じること

- 1 離島、中山間地域など条件不利地域においても導入可能なスマート農業技術の開発・実証と普及の取組に必要な予算を確保すること
- 2 中小規模の農業者でもスマート農業技術を導入・利用できるようにするためのコスト縮減対策、シェアリングや作業受託など新たな農業支援サービスの育成・普及を推進すること
- 3 農畜産物の生産・流通・消費に係るデータを活用し、消費者や実需者に選ばれる産地・商品づくりを図るスマートフードチェーンの構築を支援すること

【本県の現状・課題等】

本県は九州の西北部に位置し、離島、中山間地域を多く有していることから地形は複雑で、特に、離島は県土全体の44%を占める。また、全国と比較して急傾斜地の比率が著しく高いなど、条件不利地域が多いことから、農業者1戸あたりの経営面積も全国と比較して65%と経営規模も小さい。

農業就業人口については、平成27年は34,440人で県人口に占める割合は2.5%と全国の1.6%より高いものの、10年間で35%減少しており、このまま減少が続けば、令和22年(2040年)には12,721人(平成27年から63%減)とさらに減少し、75歳以上の割合も37%に高まるなど、高齢化がさらに進行すると予測されている。

このような状況の中、農業の収益性を向上させ、儲かる姿を見せることで多くの担い手を確保するためには、ロボットやAI、ICTなどのスマート農業技術を積極的に導入し、農作業の省力化・軽労化に取り組み、生産性を飛躍的に向上させることが不可欠であるが、現状は多くのスマート農機は導入・利用コストが高く、普及の妨げになっている。

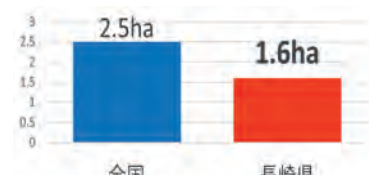
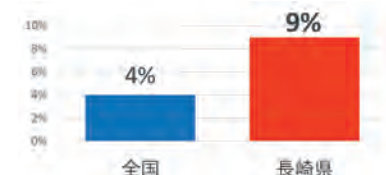
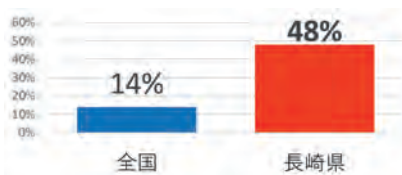
あわせて、農産物の販売力強化を図るためには、ビッグデータの活用等により、消費者や実需者の視点を反映した選ばれる産地・商品づくりが不可欠となっている。

【本県の耕地の状況と一戸当たりの経営面積（全国との比較）】

●耕地の傾斜度水田1/20以上割合

●耕地の傾斜度畑15度以上割合

●農業者1戸当たり経営面積



＜スマート農業技術の導入による本県農業の目指すべき姿＞

1. 条件不利地域でも導入可能なスマート農業技術の確立



ラジコン草刈機による傾斜地の除草
中山間地や離島を多く有する本県の条件にあつた技術の確立・普及

2. コスト縮減のための利用体系やサービスの確立



直進アシスト付き
田植機



ばれいしょの
ドローン防除

スマート農機などの多目的利用、シェアリングや作業受託など新たな農業支援サービスを実現

3. スマートフードチェーンの構築

①消費者ニーズに応じた計画生産と安定供給



ブロッコリー生育・出荷予測

需要に応じた作付けと、生育・出荷予測による計画生産・出荷により市場への安定供給を実現

②消費者に選ばれる産地・商品づくり



非破壊センサーによるびわの内部腐敗の判別



AI等を活用したみかん選果（糖度品質保証）

AI、ICT技術を活用した品質保証等により消費者に選ばれる産地・商品づくりを実現

【提案・要望実現の効果】

（ロボットやAI、ICTなどの革新的なスマート農業技術の確立と社会実装）

離島や中山間地を多く有する本県の地域特性にあつたロボットやAI、ICTなどの革新的なスマート農業技術を取り入れた「ながさき型スマート産地」づくりを推進し、農業者の所得向上と産地の維持・拡大につなげる。

62 農業の収益性向上に向けた生産対策の充実・強化について

【農林水産省】

【提案・要望】

農業の収益性向上に向けた生産対策として、機械施設の整備に対する支援に加え、以下の支援を充実・強化すること

- 1 園芸産地の維持・発展を図るため、露地野菜の安定供給体制の構築、施設野菜・花きの環境制御技術の導入、果樹・茶の優良品種への改植や園内道整備等の取組に対する予算を引き続き確保すること
- 2 水田農業の経営安定を図るため、麦・大豆等の生産性向上とニーズに対応した産地の育成、水田への園芸作物の導入等による水田フル活用に必要な予算を引き続き確保すること
- 3 環境負荷を軽減した持続性の高い農業生産活動を推進するために必要な技術の開発・普及を推進するとともに、環境保全型農業直接支払交付金の予算を十分に確保すること
- 4 農業者が良質かつ低廉な資材を安定的に利用できるようにするため、
 - (1) 県において稲・麦・大豆の種子の安定供給体制を確保する取組に対して、引き続き地方財政措置を講ずること
 - (2) 農業用ハウスや肥料、農薬等のコスト縮減に向け、必要な施策を強化すること

【本県の現状・課題等】

- 1 本県では、JAの生産部会等が「産地計画」を策定し、所得向上に向けた取組を進めているが、農業従事者の減少と高齢化が進行し、主な担い手である認定農業者も減少している中で産地の維持・発展を図るためには、産地計画に基づく生産性向上に向けた取組に対する支援の継続が不可欠である。
- 2 本県では、水田農業の収益性向上を図るため、「人・農地プラン」に作付計画を連動させる「人・農地・産地プラン」を推進しており、プランの実現に向けて、戦略作物や園芸作物の導入、作目毎の団地化等の支援の継続が不可欠である。
- 3 本県では、環境保全型農業直接支払交付金を活用して有機栽培や特別栽培の取組を推進しており、生産者が安心して取組を進めるためには、要望額に見合った十分な予算確保が必要である。また、みどりの食料システム戦略に対応して、今後さらなる取組の拡大を図るためには、新たな技術開発と普及が不可欠である。
- 4 本県では、主要農作物種子法の廃止に伴い、平成30年3月に「長崎県主要農作物種子制度基本要綱」を制定し、稲・麦・大豆の種子を従来どおり安定供給する体制を確保している。これらの取組を継続するためには、引き続き地方財政措置が必要である。また、農業所得の向上を図るためには、近年、高止まりしている農業用ハウスの導入コストをはじめ、肥料、農薬等も含めた農業生産に不可欠な資材のコスト縮減が重要である。

1 みかん改植による作業性の向上事例

(佐世保市)

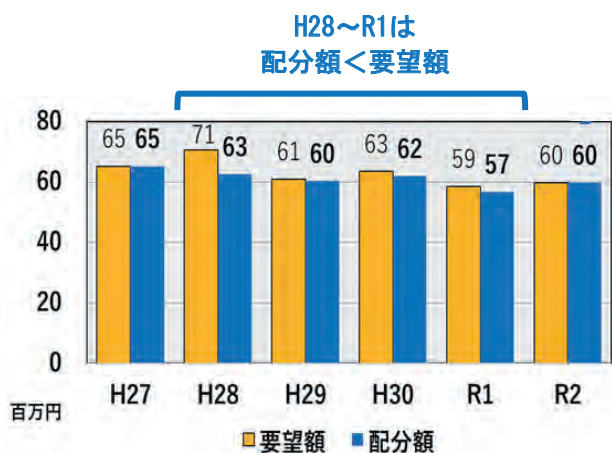


2 水田フル活用によるたかな栽培事例

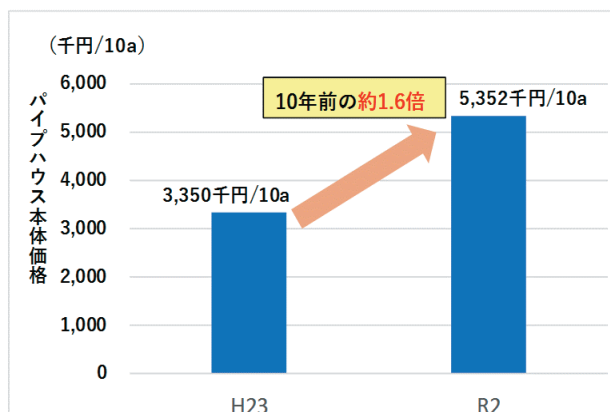
(五島市)



3 環境保全型農業直接支払交付金の予算配分状況



4 農業用温室に関する価格推移 (全国)



出展：施設園芸をめぐる情勢 (令和3年4月農林水産省) より
価格はメーカーのカタログからの推計

【提案・要望実現の効果】

(園芸産地の維持・発展)

野菜・果樹・花き・茶産地における生産性の向上により、産地の維持拡大が図られる。

(水田農業の経営安定)

戦略作物の面積拡大、野菜等の園芸作物の導入促進により、農業所得向上による経営安定が図られる。

(持続性の高い農業生産活動の推進)

環境保全型農業の取組を拡大することで、消費者が求める安全安心な農作物生産とともに、生物多様性や地球温暖化防止に貢献する。

(良質かつ低廉な資材の安定的な利用)

農業者に高品質で安価な種子を供給し、種子更新率を高め、高品質多収生産を図ることが可能となり、農業所得の向上につながる。

農業者は低コストの生産資材を利用することが可能となりコスト縮減につながる。

63 安定した農業経営継続に必要な対策の充実について

【農林水産省】

【提案・要望】

農業経営を安定して継続できるよう、以下の支援を行うこと

- 1 野菜価格安定制度を堅持するとともに、必要な予算を確保すること
- 2 農業経営の一層の安定化を図るため、農業経営収入保険制度と野菜価格安定制度を継続して同時加入できるなどの改善を行うこと
- 3 近年の多発化・激甚化する自然災害は、広域的な被害だけでなく、局地的に深刻な被害を受けるケースもあることから、1 地方自治体での農林業被害額を考慮するなど、経営再建に向けた支援パッケージの発動要件を見直すこと
- 4 家畜伝染病への対応について
 - (1) 海外からのアフリカ豚熱（ASF）等の侵入を防止するため、指定港等における検疫体制を強化するなど万全の対策を講じるとともに、早急なASFのワクチン開発を行うこと、また、国内でまん延している豚熱（CSF）の感染経路や感染拡大の原因究明と徹底した感染拡大防止対策を講じること
 - (2) 家畜伝染病予防費負担金については、県の判断で実施する鳥インフルエンザまん延防止のための緊急消毒にも活用可能なものとする
 - (3) 家畜伝染病の対応に不可欠な公務員獣医師の安定確保に向けた対策を強化すること

【本県の現状・課題等】

- 1 価格下落による農家の減収を補てんする野菜価格安定制度は、十分な予算確保が必要である。
- 2 農業経営収入保険制度は、野菜価格安定制度との同時加入が1年限り認められたものの、複合経営の場合、制度加入野菜以外の品目の収入減少リスクが補償できないなどの課題があることから、継続して加入できるよう見直しが必要である。
- 3 令和2年の台風第9号10号による本県の農業被害は極めて深刻なものであったが、進路が九州の西端となり被害範囲が本県及び周辺の一部に限定されたことから国の支援パッケージは発動されなかった。今後も自然災害の発生状況や地理的要因から広域的な被害と同様に局地的に特別な被害を受けることも十分にあり得る。
- 4 家畜伝染病への対応について
 - (1) 県内では、長崎空港、長崎港など5か所の指定港等において、動物検疫所による水際対策が実施されているが、より確実な検疫のため探知犬の配置が必要である。また、ASFは感染力が強くワクチンがないことから、早急な開発が必要である。
 - (2) 国内で鳥インフルエンザが発生した場合など、まん延防止のため、早期に県の判断で行う緊急消毒も補助対象となるよう制度化が必要である。
 - (3) 公務員獣医師の安定確保のため、全ての獣医系大学において国費で授業料等の全額と生活費の一部を支給する公務員枠を設けるなどの取組が必要である。

●令和2年9月 台風第9号、第10号の被害について



全壊したメロンハウス
(松浦市)



全壊した牛舎
(佐世保市宇久町)

※県単独の支援対策で緊急的に復旧

【最大瞬間風速】 台風10号

(単位: m/s)

	鯉浦	美津島	厳原	芦辺	石田	小値賀	頭ヶ島	有川	福江	平戸	松浦	佐世保	大瀬戸	長浦岳	長崎	野母崎	諫早	大村	島原	雲仙岳	口之津
9月7日	48.9	44.2	43.1	30.8	40.6	--	--	33.8	31.9	42.8	35.0	41.6	32.1	--	27.3	59.4	--	42.2	19.6	43.5	30.3
発生時刻	7:20	6:18	5:55	5:22	6:25	--	--	2:55	1:25	3:47	3:50	3:23	3:33	--	5:19	1:45	--	3:51	3:06	1:45	1:27

※ 鯉浦、美津島、石田、松浦、大瀬戸、野母崎、大村、口之津は観測史上最大

●家畜伝染病への対応について

長崎県にも探知犬の配備を!!



福岡空港
タンク (♂) アリーシャ (♀) シロウ (♂)

鹿児島空港 **那覇空港**

モモ (♀) シーザー (♂) ラスティ (♂)

【提案・要望実現の効果】

(野菜価格安定制度の堅持)
野菜産地の維持・発展と消費者への野菜の安定供給が図られる。

(農業経営収入保険制度の改善)
様々なリスクから農業経営を守り、農業者の経営の安定化が図られる。

(自然災害による農業被害への対応)
本県農業の持続的な経営安定が図られ、国土の保全・管理にも寄与する。

(家畜伝染病対策)
本県農業の中心を担う畜産業の持続的な経営安定につながる。